平成２８年（フ）第１０１号
宮崎市阿波岐原町松下3101番地、前住所宮崎市神宮西２丁目265番地
債務者　岡元　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６８号
青森市大字筒井字桜川89番地９　川井荘３号
債務者　鎌田つゑ子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７０号
愛知県あま市西今宿郷内一94番地２　シティハイム小関Ⅰ　101号
債務者　加藤　博文
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９６号
愛知県春日井市八田町１丁目３番地８　サントピアグリーン305号
債務者　岡田　正浩
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１２号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地７　303号棟508号室、住民票上の住所岐阜県多治見市小名田町５丁目４番地
債務者　加藤りょうこ
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
鹿児島県霧島市隼人町住吉408番地１　セジュール上原Ｂ―102
債務者　中釜　里奈（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第９号
山口県周南市大字久米777番地の３
債務者　重國美希子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２２９８号
東京都足立区東保木間２丁目６―17
債務者　尾崎　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２号
静岡県焼津市三ケ名1035番地の１
債務者　山本　一成
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４０号
静岡市駿河区池田683番地の２　メゾンとおるＡ棟102号
債務者　鎌田千奈美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６０号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町310番地３　ユナイト横浜ル・リアン205号、住民票上の住所東京都目黒区中町１丁目５番６号
債務者　高橋　美穂
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６５号
横浜市中区石川町５丁目213番地２
債務者　大久保敦司
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６８号
横浜市青葉区千草台23番地９　プレシール千草台205号
債務者　福本　健史
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７４号
横浜市港南区丸山台４丁目４番13―101号
債務者　坂本　和生
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９４号
東京都日野市石田１丁目23番地の１
債務者　海浦　京子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
熊本県人吉市土手町20番地２　井出住宅７号
債務者　中井　伸一
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後１時10分
熊本地方裁判所人吉支部